

島根県公共測量作業規程における読み替え事項

「島根県公共測量作業規程」は、国土交通省で作成された「作業規程の準則」を下記の通り読み替えます。

記

島根県公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。(平成23年3月31日付国土交通省告示第334号、平成25年3月29日付国土交通省告示第286号、平成28年3月31日付国土交通省告示第565号で一部改正、令和2年3月31日付国土交通省告示第461号で一部改正)

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「島根県が行う」を加える。

第1条及び第2条中「公共測量」とあるのは「島根県公共測量作業規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第13条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成23年4月1日」とあるのは「平成23年10月1日」と、「平成25年4月1日」とあるのは「平成25年5月1日」と、「平成28年4月1日」とあるのは「平成28年5月1日」と、「令和2年4月1日」とあるのは「令和2年6月1日」と、それぞれ読み替えるものとする。